

**静岡県告示第824号**

酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の3第6項の規定に基づき、「静岡県における酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための計画」を次のように公表する。

令和3年10月29日

静岡県知事 川 勝 平 太

「次のよう」は省略し、その計画書は静岡県経済産業部農業局畜産振興課及び静岡県の各農林事務所に据え置いて縦覧に供する。